

入札監理小委員会
第653回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第653回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和4年4月6日（水）17：16～17：59

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会
2. 事業要項（案）の審議
○国民年金保険料収納事業（日本年金機構）
3. 閉会

<出席者>

（委 員）

中川主査、浅羽副主査、辻副主査、生島専門委員、尾花専門委員、
川澤専門委員

（日本年金機構国民年金部）

西尾部長

西崎参事役

大島参事役

（事務局）

渡部事務局長、長瀬参事官、飯村企画官

○事務局 それでは、中川先生、審議を進めていただきますようお願いいたします。

○中川主査 それでは、ただいまから第653回入札監理小委員会を開催します。

初めに、「国民年金保険料収納事業」の実施要項（案）について、日本年金機構国民年金部、西尾部長より御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明は15分程度でお願いいたします。

○西尾部長 日本年金機構国民年金部の西尾でございます。よろしくようお願いいたします。私からは、次期開始事業の国民年金保険料収納事業の実施要項（案）につきまして、お手元の資料に沿って説明をさせていただきます。早速ですけれども、資料A-7を御用意いただきますようお願いいたします。

それでは、まず1ページ、(1)の「委託業務内容」についてですけれども、機構が実施しております国民年金保険料の収納業務のうち、強制徴収対象者を除く滞納者、この者に対しまして納付督促、免除申請勧奨等の業務を委託してございます。令和5年度開始事業では、16地区309の年金事務所におきまして、その下にあります①から④の業務を実施する予定としてございます。

次に、(2)の「委託期間」になりますけれども、第1期から第3期ということで、それが令和5年5月から令和8年4月までの3年間となっております。

次に、2の「これまでの応札状況」になります。国民年金保険料収納事業に係る入札における応札業者は、この事業が始まった平成17年度、当初、平成19年10月開始事業において16社、これがこれまでの入札への最多になりますけれども、これが年々減少しまして、直近の令和2年度、3年度開始事業におきましては、今度はこれがこれまでの入札で過去最低となって、3社となっております。現在2社、株式会社バックスグループ、あとアイヴィジット・東洋紙業共同企業体によりまして事業を実施しているわけですが、前回、令和2年の開始事業時に実施した事業者へのヒアリングにおきましては、電話、文書、訪問による督促手法を全て実施することが困難であるとの意見が複数社から寄せられたといった経緯がございます。

次に、2ページを御覧いただければと思います。3の「令和5年度開始事業に向けた検討」の(1)、令和5年度開始事業に向けRFIを実施しております。今の事業の契約が、これが来年4月で期間満了となりますので、次期開始事業に向けまして、昨年8月になりますけれども、RFIを実施してございます。その際に、前の2の状況も踏まえ、電話、文書、訪問の督促手法につきまして、どのような組合せであれば応札が可能か、情報提供

を併せて依頼してございます。このRFIでは33社に案内いたしまして、8社から回答があったわけですが、受注に問題がないとする事業者は現行事業者の2社のみで、そのほかの事業者は、受注可ではあるが訪問業務への対応は難しいとの意見をいただいております。これを踏まえまして、(2)におきまして督励方法の見直しを検討してございます。

令和5年度開始事業におきましては、その下の①から③の理由、具体的に申し上げますと、1つ目が、現行と同様の業務内容では、現行事業者による実質的な独占状態が継続し、競争性が確保できず、社会的批判を受ける可能性があること、2つ目が、現行の業務内容では事業者の新規参入が見込めず、中長期的な事業継続性を確保することが困難であること、最後、3つ目になりますけれども、事業者による訪問業務におきまして、お客様とのトラブル、個人情報漏えい、こういったものが発生しており、機構の職員により個人情報の管理を徹底して実施することにより、お客様の不安を払拭し、事件を未然に防止する必要があった理由から、訪問業務を事業内容から除き、電話、文書を事業内容として実施することとしたいと考えてございます。

ただし、この訪問業務につきましては、現行の訪問による免除獲得、経済的に納付することが困難な方の免除加入、こういったものは低年金、無年金にも大変影響して、とても重要と考えておりますので、職員等の体制整備等を図った上で、これにつきましては機構において実施をしたいと考えてございます。

最後になります。4の国民年金保険料収納事業の実施要項ということで、次期事業の要項の見直しを整理してございますので、3ページを御覧いただければと思います。大きく5つの事項の見直しを行ってございます。まずは、(1)の「令和5年度開始事業に向けた実施要項の主な見直し」で、1つ目は督励手法になりますが、この事項につきましては前のページで説明しておりますので割愛させていただきます。2つ目が、対象地区(入札単位)でございます。これまでの18地区を16地区にしたいと考えてございます。3つ目が、機構と事業者間の情報授受方法になります。これまでの情報授受につきましては、電子媒体、紙媒体による方法でしたが、これを通信ネットワークを利用した方法に改めたいと考えてございます。4つ目が、戸別訪問による電話番号整備に係る成功報酬、これは廃止により削除したいと。あと、最後になりますけれども、達成目標等の見直しということで、中期計画等の策定による達成目標、こういった見直しという規定を設けたいというものでございます。

今説明をさせていただきました見直しの考え方ですけれども、(2)の「実施要項の見直しの考え方」で整理をさせていただいておりますので、そちらを御覧いただければと思います。

まず、2つ目の対象地区（入札単位）になりますけれども、これにつきましては、これまでは滞納者数が著しく多くなりますと、訪問員の確保が困難となる懸念がありましたけれども、そういった理由で東京都と大阪府については地区を分割しておりましたけれども、今回、訪問を廃止するというので、それがなくなりましたので、これまでの18地区から16地区に見直すこととしてございます。参考に、最後のページに16地区の詳細を整理してございますので、後ほど御確認をいただけますようお願いいたします。

3つ目が情報の授受方法ですけれども、個人情報の漏えいリスクを最小化したい、あと、機構における事務処理の効率性、的確性の確保を図りたいということで、通信ネットワークを利用しました情報授受に切り替えるというものでございます。

4つ目は飛ばさせていただいて、最後、5つ目が達成目標等の見直しということで、機構の中期計画は5年ごとに策定することになってございます。この事業におきまして、毎年設定しております達成目標につきましては、この中期計画に基づき設定しておりますので、仮に契約期間中に中期計画が作成された場合、達成目標の見直しが考えられますけれども、これまでの実施要項ではこの事由による見直しの規定がありませんでしたので、この事由におきましても、まずは協議できるという門戸を開きたいという考えの下、規定を追加したものでございます。

今説明しました実施要項の見直しによりまして、新規の参入により、これまで以上に競争性が高まり、督励品質の向上と適正価格が実現できる環境とし、中長期的な事業継続性を確保することが実現できればと考えてございます。

簡単ではございますが、私からの説明は以上になります。

○中川主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの実施要項（案）の御説明について、御意見、御質問のある委員におかれましては御発言をお願いいたします。

それでは、生島委員、お願いいたします。

○生島専門委員 御説明ありがとうございます。資料A-7の3ページ目の実施要項の見直しの部分なんですけれども、対象地区が18地区から16地区になることで、どのように新規事業者さんに負担が少なくなるのか教えていただけますか。

○大島参事役 国民年金部の大島です。私から御説明をさせていただきます。これまでは、

東京都及び大阪府につきましては管轄する地区が非常に多く、年金事務所の数も多いことから、それに伴って、戸別訪問員の確保ですが、各年金事務所ごとに最低1人以上雇用する必要があるということで、事務所数が多ければ多いほど人員の確保をする必要があった、年金事務所の数が多いということで、その分、戸別訪問員の数を多く雇用する必要があるというところで、1つの地域を落札した際の負担感が大きかったということで、年金事務所の数が多い東京都と大阪府をそれぞれ2つに分けて調達を行ってまいりました。今回、戸別訪問を廃止することによって、年金事務所ごとに雇用するべきだった訪問員の雇用の負担がなくなり、合併することによりスケールメリットがより働くことになり、業者の負担が減ることも考えて合併させていただいております。

○生島専門委員 でも、戸別訪問自体がなくなるので、そもそも訪問員の確保自体が必要なくなると思うんですね。

○西尾部長 国民年金部の西尾でございます。補足させていただきます。これまで、東京都、大阪府というのは2つに分けていたわけですがけれども、今回、訪問を廃止することによって、先ほど大島から説明がありました訪問員の確保がなくなりましたので1本にしたいと考えてございます。東京都を2つに分けた場合に、業者がそれぞれ分かれて応札をしていたんですけれども、今回、1社で東京都を管理するとか大阪府を管理することができるようになりますので、業者にとってはかなりメリットがあると考えてございます。

○生島専門委員 なるほど、分かりました。これにも関係するんですけれども、先ほどのRFIのときの御質問で、戸別訪問があると御負担が多いということに関しては切り出して御質問なさっていたと思うんですけれども、もしかしたら、それ以外のところでも引っかかっているというところがあったのかなと思うんですけれども、対象地区のところは、対象地区が分割されているから入札がしにくいんだとか、そういったお声が業者から上がっていたのかなと思ひまして、それと関連して何かがあったのかとか、そういった疑問があったのでお伺いしたのが1点と、あと、それに関連するんですけれども、ほかに何か、戸別訪問以外のところで大きなポイントがあったかとか、そういったことは、せっかく御質問のあったところで、ヒアリングとしてつかんだ情報はなかったのかなというのが質問なんです。やっぱり33から2というのはかなり大きな減少で、もっとほかにもあるんじゃないのかなと思うんですね。

本当に戸別訪問だけなのかなというのと、それだけではない気がして、確かに3の情報の伝達のところで、今まで、これ多分、メールで送れるようになったということだと思うん

ですけど、それすらできなかつたんだって。それは確かに業者に御負担が多かつたなどというのは思ったので、そういうところも情報としては上がってきたのかなとは思いますが、ほかに何か。だから、どういうヒアリングの仕方をなさっていたのか、そういうところも教えていただけたら分かりやすいのかなと思ったんです。ほかにつかんでいる情報がないのかとか、本当にもったいないなとか、もっといっぱい入っていたのに、どこがボトルネックになっているかということに対して、聞き方によっては取れる情報が取れなかつたりもすると思うんですね。何で8社しか戻ってこなかつたかというのは、もしかしたら質問の仕方に問題があつたかもしれないので、そういうところを、すごく真剣にやっていたらしゃっているなと思う分、何を聞いたのか、何を聞いてなかつたのかというところは関心があつて、今回の見直しですごく変わるかもしれないんだけど、もしかしたら戸別訪問だけじゃ足りないんじゃないかなというのがちょっと気になって、質問させていただきました。ちょっともやとした言い方で恐縮です。

○西尾部長 国民年金部の西尾でございます。R F Iで聞いた内容というのは、これまで私ども、督励方法というのは、電話、文書、訪問という形でやっていたわけですが、基本的に今回、R F Iで意見を聞かせていただいた内容というのは、ほかに督励方法の組合せとして、業者として、その入札に参加するに当たって、どういった組合せが一番業者にとってメリットがありますかという形で聞かせていただきました。それに対してそこまで検証してはいたんですけど、結果8社ということだったのでその多くが、現行2社以外は、訪問がなければ、文書、電話であれば入札の検討をしたいという回答であつたので、そういった経緯になってございます。

あと、情報授受の関係は、特に業者から意見があつたというわけではなくて、私ども、これまで紙媒体とかでやっていたものを、今回見直しに当たって、業者にも、ある程度ほかのメリットも与えなきゃいけないということで、わざわざ機構まで媒体を取りに来ていただいていたわけですが、そういったところも直せるものは直していこうということで、どちらかというところ、これは機構側から提案している、そういった内容になってございます。答えになってないかもしれないんですけど、申し訳ございません。

○生島専門委員 いえ、すばらしいなと思うんですけど、やっぱりなかなか業者から声を上げにくいかもしれないので、機構からそうやって気づいて御提案されるのはすばらしいなと思うんですけど、聞き方によっては、こうしたほうがいいと思いますかと、メールで情報を送れたほうがいいと思いますかって言ったら、ええ、ぜひってきつとおっしゃ

ったと思うんですね。なかなか先方から言えないかもしれないんですけど、聞いたら多分、答えてくださるんじゃないかなと思うので、いろいろお声がけされてみたら、きっといろいろ出てくるんじゃないかなと思いますので、どうぞお続けになっていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

○西尾部長 今後の参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○中川主査 先ほど、川澤委員、手を挙げられていたかと思います。お願いいたします。

○川澤専門委員 御説明ありがとうございました。何点かあるんですが、まず、資料A-7の2ページ目の(2)の督励方法の見直しの部分で、訪問業務については機構の職員により実施するという事なんですが、今、訪問を含めると現行事業者2社のみという状況の中で、御方針としては十分理解をするんですが、一方で、一度機構内での実施に戻すと、民間マーケットでこの訪問事業から完全に撤退してしまう可能性もあると思いますので、コロナ禍で訪問事業部を一旦機構に戻すというよりは、長期的に機構で実施をするという見通しの上で機構内で実施をされるということなのか、そこは確認をさせていただければと思います。もしくは、マイナンバーの関係で、今後、いわゆる戸別訪問みたいなものが不要になってくる可能性もあると思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

○西尾部長 国民年金部の西尾でございます。今回、コロナ禍を経験して、対面業務を見直す時期なのかなと感じてございます。そういった中で、今回、訪問業務を民間から外したわけで、そのときに機構内で訪問をどうするのかといった議論もございました。今回、機構で訪問業務をやる趣旨というものは、先ほど御説明させていただいたんですけれども、今、民間で訪問をやっているのが、免除の獲得というのが一番の実績になっております。そういった免除の獲得というのは、やっぱりお客様にとって将来、低年金、無年金を解消することにも当てはまるので、ここはやっぱり訪問を民間から外す場合には、機構が引き続き責任を持ってやっていかなければいけないという、そういった整理で今回、機構でやるという整理にさせていただいております。

例えば機構でやっていく中で、将来、民間に戻すかという議論もまた出るかと思いますが、正直、そこを戻すのはなかなか難しいというのは自分たちでは十分理解した上で、今回、そういった判断をさせていただいているということでございます。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。

次に、資料A-7の3ページの、先ほど入札区域については議論があったかと思うんですが、今回、16に減らすということで、仮に訪問をなくして文書及び電話だけにすると、

さらに入札単位を少なくする、包括化することも考えられるのではないかなと思ったのですが、もっと少なくするという議論はあったのでしょうか。その辺りはいかがでしょう。

○西尾部長 電話、文書にしますと、基本的には民間事業者が、訪問のように各県に拠点を置かなくても済みますので、今、委員から御質問があった、もう少し地区をまとめるという検討も考えられたんですけども、今回、訪問を外すという大きな見直しをしましたので、地区までをどうかというのがあって、まずは、東京、大阪といったこれまでの課題のところを見直しさせていただいた上で、例えば5年事業をやった上で、今、委員が言うとおりに、例えばもっとくくってやれないかというところも、そこで検討させていただければと考えてございます。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。

続けて実施要項の315分の37ページなのですが、今回、通信ネットワークを利用して情報交換を行うということで改正があるかと思えます。これについて、ネットワークの構築に係る工事費用も原則として日本年金機構が負担するという一方で、専用回線を敷くことについての負担は基本的には民間事業者側で発生しないという整理だと思うんですが、一方で、専用回線を敷くことで、例えば機構のほかのシステムへの何らかの、セキュリティのリスクであるとかサイバー攻撃のリスクとか、その辺りをリスク低減するために、例えば使用者を限定するとか複数者での2段階承認するとか、何か対策は講じられる御予定はあるのでしょうか。

○西尾部長 国民年金部の西尾でございます。今回、専用回線を用いて情報授受を変えるということにしてございます。基本的には今初めての、もちろんインターネットと遮断した状況は機構として変わりはないんですけども、今回、私どもの取組が初めてというわけではなくて、今、実際に機構内で、対外機関といろいろ授受をやっているんですけども、その中でこういった専用回線を既にやっているところがございます。そこで、セキュリティのところも、今、ちゃんと整っていますので、基本的にはそれに倣ってやりたいと考えてございます。

あと、相手にパソコンをお貸ししたりするのは、回線も含め機構で考えておりますけれども、相手業者がまだ決まっておられませんので、相手業者の借りたビルの、そういったところの関係で、もしかしたら業者に若干負担していただく可能性もあることを補足させていただければと思います。基本的には、機構が費用負担をしたいと考えてございます。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。

すいません、最後に1点だけ。315分の74で、評価項目の一覧があるかと思います。今回、文書と電話に変更するかと思いますので、例えば戸別訪問については、機構と連携をして実施するというような記載があったかと思いますので、いわゆる機構が実施する戸別訪問との効果的な連携を図るための工夫とか、これまでの評価表とは違う項目も加えたほうがいいのではないかなという気がしましたので、御検討いただければと思います。

以上です。

○西尾部長 実際に締結するまでの間に、今の御指摘を踏まえて見直しはしたいと考えてございます。どうもありがとうございます。

○中川主査 辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。御説明、どうもありがとうございました。資料A-7の2ページ目でございます。先ほど、何人かの先生方もおっしゃっていましたが、2ページ目のRFIでございます。こちら、33社に御案内して、うち8社から回答が来たようでございますけれども、個人的には、年金機構の業務の中で戸別訪問がなくなったという点で非常に門戸が広がったのかなと思って、ちょっと少ないのかなと感じております。この辺り、33社に御案内して8社からしか回答が来なかった点につきまして、機構のほうでどのような分析をなさっているのでしょうか。ひょっとして、僕の推測なんですけれども、受託候補者の間ではもう既に、年金機構のこの業務に関しては戸別訪問が必ず伴っている認識なので、年金機構からRFIが来たとしても、ほぼ見ないで捨てちゃっているとか、そういう可能性もあったのでしょうか。それとも、今回はコロナの状態も踏まえて、戸別訪問をなくすかどうか議論の俎上に乗っかっているということを示明なされた上でRFIをなさったのか、この辺り、いかがでしょうか。

○西崎参事役 国民年金部の西崎でございます。RFI実施の際には、まずDMをお送りさせていただきまして実施要項を配付させていただくというところで、33社に御案内を差し上げております。その中で御連絡いただいたりとか、こちらから、過去に対応いただいていた事業所につきましては、質問があればそこで、今回から訪問がなくなっておりますよというところは、こちらからご案内させていただいておりますけれども、それ以外の事業者につきましては、訪問がなくなったというのを、こちらから御案内しておりませんが、興味を持っていただいているところにつきましては、きちんと御案内させていただいております。

○辻副主査 分かりました。個人的には、戸別訪問がなくなったというのは、民間事業者

からすると非常に門戸が広がった印象がございます。それから、今般のコロナ関係で、保健所関係でもかなり似たような、電話等を使ってお客さんと話をするというのは日本中の業者でやっていらっしゃると思いますので、恐らく今般の入札においては、戸別訪問がなくなったことをできるだけ広く知らせていただけると、割と興味を持つ会社が増えるのかなという印象を持っておりますので、この辺り、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○中川主査 ほかに。

生島委員、お願いいたします。

○生島専門委員 すいません、1つなんですけど、戸別訪問だけ別にして入札はできないんですか、戸別訪問と戸別訪問以外で。戸別訪問をやる業者さんは戸別訪問をやる業者さんで、戸別訪問以外の業者と。戸別訪問を1回機構に戻しちゃうと民間にできないのであれば、戸別訪問業務だけを別途入札したら、それをやる業者を民間でやっていただいて、戸別訪問以外の業務をまた別の業者がやるというのじゃ駄目なんですか。

○大島参事役 国民年金部の大島です。今、御指摘いただいた点につきましては、私どもでも一度検討を行いました。その際に、すぐに整理ができない事項が1つございまして、2つの事業者がそれぞれ訪問と電話、文書を分けてやった際に、お客様への督促が重複するケースがございます。機構と民間事業者については直接情報のやり取りをすることはできるかと考えておりますが、業者と業者の場合、個人情報の管理等の問題がございまして、直接的に連絡することが難しく、情報伝達のタイムラグで、例えば電話中に訪問員が訪問するといったケースが想定されたことから、今回については、まず一旦機構で行うという整理で進めさせていただいております。

○生島専門委員 例えば、情報に関しては、機構が真ん中に入って整理をすれば、それで済むのかなと思ったんですけど。

○西尾部長 国民年金部の西尾でございます。今、大島からもあった、そういったこともうちでは検討過程の中でそういった内容があったんですけども、基本的には今回、RFIを取った際に、訪問がなければという、文書とか電話であれば、入札に入ることが可能だといった回答が多くを占めていましたので、そこは訪問を別に、入札をかけるよりも一旦外したほうがいいのかといった形で整理をさせていただいたのが経緯でございます。

○生島専門委員 それは分かるんですけど、ただ現行で、民間業者でも、少なくとも2社

は戸別訪問ができる業者がいらっしゃるの、ゼロではないわけですから、別に機構に全部戻さなくてもいいのかなとか、何か逆行しているような気がしたので。一旦戻しちゃったら、もう民間に戻すことができなそうだというお話を聞いて、わざわざ逆行させる必要もないのかなと思ったんですね。できるのであれば、その方向を探っていったほうがいいのではないかなと思ったので。

○西尾部長 現行の2社が訪問できるというのは、あくまでも文書、電話、訪問をセットでという、そういった意向が強いところになっていますので、訪問を外して現行の2社が契約といった内容ではなかったの、そういう選択肢は検討の過程では取れなかったというのが経緯でございます。

○生島専門委員 なるほど。戸別訪問だけでは成り立たないということなんですか。

○西尾部長 はい、そういうことでございます。3つの督励方法をセットで契約してコスト的にも成り立つ、そういった事情だったと思います。

○生島専門委員 なるほど。分かりました。

○中川主査 浅羽委員、お願いいたします。

○浅羽副主査 浅羽と申します。御説明ありがとうございます。今のRFIの件で、資料A-6で様々な御意見が書かれていて、反映されるもの、されないもの等、いろいろとあるんですが、例えば中には、先ほど議論になりました戸別訪問は必要と考えるなんていう業者の意見もあったりというようなことで、この意見内容そのものは相当真剣な内容だと拝見したところです。

そこでちょっと教えていただきたいんですが、これらの意見を書かれたところというのは、大体が現行の事業者ということなんでしょうか。それとも新規の、現行やっていない事業者も、かなりこういった踏み込んだ内容にまで意見を寄せてくださっているのかどうか、この点についていかがでしょうか。

○西尾部長 国民年金部の西尾でございます。ここの意見のほとんどは、現行の2社が大半を占めているのが実情でございます。あと、訪問は大切だという意見がございますけれども、基本的には、ここも現行2社からの内容となっております。

○浅羽副主査 そうしますと、現行事業者さん以外の、こういったことを書いてくるところは大体、本気で入札をしようというところだと私どもも理解しておりますので、現状、いろいろ御苦勞されているのはすごくよく分かるんですけども、ああ、厳しいんだなと判断せざるを得ないのかなと思って伺っていました。どうもありがとうございます。

○中川主査 尾花委員、お願いいたします。

○尾花専門委員 お話としては、訪問業務というものを業者にさせていただく短所ゆえに、機構で引き取って行うほうが望ましいという流れと理解したのですが、今度、総費用の観点からいきますと、業者に行っていただく場合と機構に取り込んだ場合、機構に所属している方々による費用との関係でいくと、総費用としてはどんな予測でおられるかというところを教えてください。

○西尾部長 例えば訪問経費、これは人件費が大半を占めてございますので、今大体、民間事業者で訪問員を抱えているのは600人程度と把握をしております。これを平均的な年収で考えますと十何億という形になると思うんですけども、先ほど御説明したとおり、職員の整備等が必要になりますので、そういったところを今後、関係機関と調整をしていくわけですが、基本的には、そこで外した十何億の範囲内で機構としては業務をやっていきたい、そういった形で整理をしていきたいと考えてございます。

○尾花専門委員 ありがとうございます。

○中川主査 川澤委員、お願いいたします。

○川澤専門委員 細かい話で恐縮なんですけど、パブリックコメントの、資料A-6の1つ目の質問への回答で、滞納者から戸別訪問の依頼があった場合に、年金事務所と連携することを想定しているとなっているかと思えます。今回、戸別訪問を外すことで、事業者側の督促によって達成した納付月数と連携しているがゆえに、機構側での訪問によって、連携した後の訪問で獲得した納付月数というところの整理をどういうふうにするのかというところはどのようにお考えでしょうか。つまり、納付月数について、今までは全て事業者側のほうで、3つの督促手法でやっていたので簡単に整理できたんだと思うんですが、その辺りの達成目標に対する考え方はいかがでしょうか。

○西尾部長 2年度、3年度の開始事業におきまして、実際に民間事業者が獲得できるものをしっかり取るという形で整理をさせていただいております。基本的に、電話、文書を民間事業者をお願いするというので、多分、訪問の前に民間事業者での文書が優先してやられるわけで、そこで接触していただいた上で、今の獲得月数の規定が、接触して翌月に納付されているものをカウントする形になってございますので、そのこの区別については大丈夫だと考えてございます。機構が取るというわけではなくて、文書、電話は残しますので、できる限り民間事業者にも、そういった取れるところを十分残した上での契約にしたいと考えてございます。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○中川主査 ほかにございますでしょうか。

それでは、ありがとうございました。実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から、何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 ありがとうございました。事務局でございます。実施要項の修正に係る御意見はなかったものと理解しております。ただし、入札公告に当たって等々になるかと思うのですけれども、今回、先生方から御示唆いただいた中で、少し宣伝不足と申しますか、戸別訪問が今回からなくなるという周知が必要なのかなと事務局として考えております。、その点、機構には入札説明会ですとか、その前の段階のアプローチのところ、あと、今後、RFIをかけるときの聞き方等も引き続き検討いただきまして、実施いただきたいということだと認識しております。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

○中川主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思いますが、委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○中川主査 ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。本日はありがとうございました。

（日本年金機構退室）

— 了 —